

令和7年度 東京都立八王子盲学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」によれば、いじめとは、「当該児童・生徒が、当該児童・生徒と一定の人間関係のある児童・生徒等から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であり、攻撃を受けたことにより、当該児童・生徒が、心身の苦痛を感じているもの」（同法 第2条）とされている。

(2) いじめの理解

いじめの構造は加害者と被害者のみではない。いじめ行為をはやし立てたり面白がって見たり、加害の中心の子どもに同調・追従しいじめを助長する「観衆」、見て見ぬふりをしたり、人がいじめられているのを無視することで、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめに加担・助長する可能性がある「傍観者」の4層の構造がある。よって、いじめの問題は、いじめる側といじめられる側という二層の問題ではなく、これらを含む集団の問題と理解する。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの幼児・児童・生徒にも起こりうることを考え、より根本的ないじめ問題の克服のために、いじめの未然防止の観点が重要である。全ての幼児・児童・生徒を心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。学校生活全般を通じ、全ての幼児・児童・生徒が他の幼児・児童・生徒や大人との関わり合いながら、自ら人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに絆づくりを進め、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった自己有用感を獲得していく。そのためには、幼児・児童・生徒の年齢や発達段階に応じて、成育歴や生活環境なども含めた個別の指導計画を作成し、計画的に取り組む必要がある。合わせて、地域や保護者と一体となっていじめ問題への取り組みが推進できるよう、この取組の重要性についての理解啓発が必要である。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、上記の基本的な考え方に則り、八王子盲学校に在籍する幼児・児童・生徒等の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ

の防止及び早期発見に取り組む。八王子盲学校に在籍する幼児・児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

八王子盲学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、八王子盲学校の複数の教員に加え、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

② 所掌事項

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や幼児・児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

③ 会議

毎月1回、企画調整会議終了後に定例開催する。また、いじめの疑いに関する情報があった場合、臨時的に開催する。

④ 委員構成

管理職、主幹教諭（各学部（科）主任）、寄宿舍主任、養護教諭。また個々の事案に応じ、関係の深い教職員や寄宿舍指導員、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官等を追加する。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

八王子盲学校におけるいじめ対策委員会が組織的・計画的に機能しているかをPDCAサイクルに基づき、評価し、その結果を踏まえて、どのような新たな取組を行うかの提言を行う。

② 所掌事項

- 年度末に今年度の評価を行う。
- その評価及び、定期的実施されるアンケート等を参考にし、新たな取組の必要性を提言する。

③ 会議

第1回学校運営連絡協議会において、今年度のいじめ防止基本方針の趣旨やねらい、具体的な取組について説明を受け、いじめ基本方針への理解を深める。第3回学校運営連絡協議会において、今年度の八王子盲学校の取組について説明を受け、評価を行う。

④ 委員構成

学校運営連絡協議会の協議委員とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① 基本的な考え方

いじめはどの幼児・児童・生徒にも起こりうる、どの幼児・児童・生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、幼児・児童・生徒の尊厳が守られ、幼児・児童・生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、幼児・児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団、学校づくりを行っていくことである。

ア いじめについての共通理解

いじめをいじめとして認知する視点は、あくまでも被害者側の苦痛にある。ただし、被害者側からの訴えがない、あるいは苦痛を感じていない場合であっても、事案の内容からいじめとして認知する必要のある場合もある。いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

また、幼児・児童・生徒に対しても、全校集会や学級活動（HR 活動）などで校長や教職員がいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを学校全体で共通の理解として広めていく。

イ いじめに向かわせない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、幼児・児童・生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。それを通じ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、部活動等における人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、幼児・児童・生徒を傷つけたり、他の幼児・児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、幼児・児童・生徒に対する指導に当たる必要がある。

エ 自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての幼児・児童・生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができることが大切である。家庭や地域の人々などにも協力を得ながら、学校の教育活動全体を通じ、幼児・児童・生徒

が活躍でき、他者の役に立っていると感じることをできる機会を全ての幼児・児童・生徒に提供し、幼児・児童・生徒の自己有用感が高められるよう努める。

オ 幼児・児童・生徒の自らの学びと取組

幼児・児童・生徒が自らいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。なお、教職員主導の活動や、一部の役員等だけが行う活動にならないように、教職員は全体をチェックし、陰で支える役割に徹するよう心がける。

② いじめ防止のための措置

- 幼児・児童・生徒一人一人が大切にされ参加・活躍できる授業づくりに努める。
- 授業中の規律を大切にし、けじめのある授業を行う。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動によって幼児・児童・生徒を傷つけたり、他の幼児・児童・生徒によるいじめを助長したりしないよう細心の注意を払う。
- 道徳や総合的な学習の授業で、いじめに関する内容の授業を各学期ごとに実施する。
- 運動会や文化祭、校内交流会などの学校行事、移動教室や修学旅行、交流学习、児童会・生徒会活動などの学部行事を通じ、社会体験や交流体験を計画的に用意し、幼児・児童・生徒が自ら気づき学ぶ機会を提供する。

（２）早期発見のための取組

① 基本的な考え方

八王子盲学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、幼児・児童・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。また、家庭と連携して幼児・児童・生徒を見守り、健やかな成長を支持していくようにする。

幼児・児童・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、幼児・児童・生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、生徒相談や保健室の利用について広く周知する。

② いじめの早期発見のための措置

- 学級活動（ホームルーム活動）や休み時間など、学校生活の様々な場面を通じ、幼児・児童・生徒の些細な変化にも気づけるようにする。
- 日常的に幼児・児童・生徒とコミュニケーションを図り、信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。
- 定期的に、必要に応じて、アンケート調査、教育相談などを実施し、早期にいじめの兆候を掴むようにする。
- 養護教諭を含め教職員全体で積極的な情報交換を行い情報を共有する。
- サポートチームを活用し、いじめ対策が機能しているかどうかを定期的に点検する。

（３）早期対応のための取組

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害幼児・児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害幼児・児童・生徒を指導する。その際、社会性の向上等、幼児・児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの早期対応のための措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 幼児・児童・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。その際、いじめられた幼児・児童・生徒やいじめを知らせてきた幼児・児童・生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は、すぐに「いじめ対策委員会」に報告し情報を共有する。報告を受けた後は「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害幼児・児童・生徒の保護者に連絡する。
- いじめを行なった幼児・児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらずその指導により十分な効果を上げることが困難な場合、所轄警察署と連絡して対処する。なお、幼児・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめを受けた幼児・児童・生徒又は保護者への支援

- いじめを受けた幼児・児童・生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。また、個人情報やプライバシーには十分配慮する。
- いじめが確認できた時点で、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた幼児・児童・生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、幼児・児童・生徒の安全を確保するような体制をとることを伝える。
- いじめを受けていた幼児・児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行なった幼児・児童・生徒を別室で指導することや、出席停止制度を活用したりしていじめを受けた幼児・児童・生徒が落ち着いて教育を受けられるような環境の確保を図る。
- 状況に応じて、心理や福祉の専門家、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、継続して必要な支援を行う。

ウ いじめを行なった幼児・児童・生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめを行なったとされる幼児・児童・生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあっ

たと確認された場合、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をする。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を得るとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめを行った幼児・児童・生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なおいじめた幼児・児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該幼児・児童・生徒の安心・安全、健康な人格の発達に配慮する。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた幼児・児童・生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた幼児・児童・生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

（４）重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する幼児・児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する幼児・児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告する。

5 教職員研修計画

- 年度の始めにいじめを始めとする幼児・児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を実施する。
- 学期の始めにいじめに関する基本的な考え方や未然防止への取組の重要性を確認する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- 学校だよりや学部通信などの配布物、PTA 等を通じ、学校の基本方針等について理解を求め、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭との緊密な連携協力を図る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

学校だよりによる学校の基本方針等についての理解を求め、いじめ問題の重要性の認識を広め、地域からの情報提供など連携協力を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されたかどうか、教職員は日頃から幼児・児童・生徒理解や未然防止、早期発見に努めているか、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組かどうかといった視点での評価を行う。また学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。